

社会福祉法人 扶桑苑
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画
(令和6年4月1日策定)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2 内容

目標1：男性職員の子育て目的の休暇の取得を更に促す。

<対策>

- 令和6年4月～男性職員の休暇の取得状況を調査する。
- 令和7年4月～調査結果をもとに以後の対策を検討する。
- 令和8年4月～具体的な取組みを準備する。

目標2：職員が、子育てのために始業・終業時間を繰上げ又は繰下げできる制度を整備する。

<対策>

- 令和6年4月～これまで個別に対応した例を調査する。
- 令和7年4月～効果を検証し、以後の対策を検討する。
- 令和8年4月～具体的な制度化を準備する。

目標3：職場優先の意識や固定的な性別役割分担の意識を是正するための情報提供又は研修を実施する。

<対策>

- 令和6年4月～職員の意識を調査する。
- 令和7年4月～国、地方公共団体、事業体等の取組みを調査する。
- 令和8年4月～先進事例の効果を検証し、今後の対策を検討する。